

関東学院寄附取扱規程

(2020年12月17日制定)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人関東学院（以下、「学院」という。）が、受入れた寄附の管理及び執行を適切に行うため、寄附の取扱いに関する必要な事項を定める。

(適用)

第2条 この規程は、寄附者（個人、団体又は法人）が、学院及び学院が設置する各学校（以下、「学院等」という。）が行う教育事業を支援する意思に基づいて、学院等に対し提供することを申し出た寄附及び学院等が事業遂行のために募集し、これに賛同して提供された寄附に適用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、各学校の課外活動及び独自の規程に基づく奨学金又は育英制度等に対する各学校の学生、生徒、児童若しくは園児の保護者により組織される後援会等からの支援又は援助については、この規程を適用しない。ただし、各校はそれらの収支を明らかにし、管理及び執行について透明性を持って適切に行わなければならない。
- 3 この規程は、寄附者が学院に所属する教職員個人に対する研究助成として行った寄附及び、国、県又は市町村等による研究補助金により購入した物品の寄附には適用しない。

(寄附金品の種類)

第3条 学院等が受入れる寄附の使途及び種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄附：寄附者が使途を指定せずに寄附した寄附
 - (2) 特別寄附：使途があらかじめ指定された次の寄附
 - ア 使途指定寄附：寄附者が寄附にあたり、あらかじめ使途を指定するもの
 - イ 募集特定寄附：学院等が募集にあたり、あらかじめ使途を特定して募集するもの
- 2 寄附の方法及び種類は、次のとおりとする。
 - (1) 個別寄附金：寄附者が、現金、振込、クレジットカード決済等により寄附の都度に必要な手続きをした金員
 - (2) 継続寄附金：寄附者が、クレジットカード決済により月単位で継続的に寄附した金員
 - (3) 物品寄附：寄附者が、寄附をした動産若しくは不動産、株券並びに国債証券等の有価証券又は特許権並びに著作権等の無体財産権、及び寄附されたそれら物品の売却又は賃貸等により得られた金員
 - (4) 遺贈寄附：寄附者が、遺言又は死因贈与契約により贈与した寄附金品
 - (5) 基金寄附：寄附者が、基金の設立と運用を条件として寄附した寄附金品
 - (6) その他寄附：本項の上記以外の寄附金品

(募集特定寄附)

第4条 学院等が募集特定寄附の募集を行う際は、寄附の目的及び使途を明かにするため、募集目的、募集総額、募集期間及び募集対象その他必要な事項を記載した募金趣意書を作成し、評議員会で意見を聴いたうえで、理事会の承認を得なければならない。

2 募集特定寄附については募集結果等を、理事会及び評議員会に報告しなければならない。

(寄附の申し出)

第5条 学院等に寄附を行おうとする者は、原則として事前に申し出るものとする。寄附申込の手続きについては、別に定める。

(寄附の受入れ)

第6条 理事長は、寄附の申込みがあったときは、学院等の教育研究上有益であり、学院の事業に支障がないと認められるものについては、受入れるものとする。ただし、理事長が当該寄附について次条に該当する疑いがあると判断した場合には、その受入れにつき経営会議又は常任理事会に諮るものとする。

2 前項ただし書にあたる場合、理事長は、5千万円未満の寄附金品については経営会議、5千万円以上の寄附金品については常任理事会に諮るものとする。

(寄附の辞退等)

第7条 寄附の受入れが次の各号のいずれかに当たり、学院に不利益を与えると見込まれる場合、学院は寄附の全部又は一部を辞退するものとする。

- (1) 当該寄附が学院等からの便宜供与や反対給付を期待していることが明らかな場合
 - (2) 当該寄附の使途について学院等の理念又は事業を逸脱する条件が付されている場合
 - (3) 当該寄附の受入れにかなりの費用を必要とする場合
 - (4) 当該寄附を受入れることにより、かなりの費用負担を毎年度必要とする場合
 - (5) 当該寄附が、暴力団、暴力団関係企業若しくはこれらに準じる団体又はその構成員から申し出られている場合
 - (6) その他、当該寄附の趣旨、目的又は関連事情が、学院等の事業に支障を生じさせ学院の利益と相容れない場合
- 2 寄附の受入れ決定後又は受入れ後であっても、当該受入れによって学院に不利益を生じさせ、各校の教育事業に支障があると判明した場合には、理事長は経営会議又は常任理事会に諮って、当該寄附金品の受入れを撤回又は取り消すことができる。ただし、撤回又は取り消しは、当該事情の判明後速やかに行わなければならない。
- 3 前項の取り消しを行う場合は、学院は受入れた寄附金品を寄附者に利息等を付すことなく返還する。

(受領書等の発行)

第8条 寄附金品が学院等に納付されたときは、寄附者に礼状及び受領書を送付する。

(書類の整備、保管)

第9条 寄附の受入れにあたって寄附者から法人に提出された寄附申込書及び法人から寄附者に交付した寄附金品受領書の控え等は、整備保管しておかなければならぬ。寄附金品受領書の控え等の整備保管については、別に定める。

(使途の特定)

第10条 一般寄附については、法人が使途を決定する。ただし、学校を特定して行われた一般寄附については、寄附を受けた学校と協議のうえその使途を決定する。

(使途指定寄附)

第11条 使途指定寄附については、寄附者の使途の指定に基づいて執行する。

- 2 寄附者が学校を特定して行った寄附については、学院として受け入れを認めた後に指定された学校への寄附として扱う。
- 3 寄附者の希望により年度を超えて執行される使途指定寄附については、寄附を受けた学院又は学校は当該寄附の目的、使途等に関する覚書を寄附者と取り交わして、寄附者の希望の実現を図るものとする。ただし、覚書の締結ができない場合には、使途についての規程、内規又は申し合わせを定めることによって、覚書に代えることができる。
- 4 第1項及び第3項の定めにかかわらず、寄附者の指定した使途での執行に困難が生じた場合は、寄附者（遺言執行者を含む。）に連絡し、その同意を得て類似の使途での執行又は一般寄附に変更することができる。ただし、寄附者が変更に同意しないときは、利息等を付すことなく寄附金品の全額又は残余額を返還する。

(寄附金品の扱い)

第12条 寄附金品については、その内容により基本財産又は運用財産に編入するとともに、経理上の処理をしたうえで、寄附金品台帳に記載し、適切な管理をしなければならない。寄附金品の処理方法については、別に定める。

- 2 寄附により取得した不動産及び物品は、関東学院資産管理規程の定めに従って取り扱わなければならない。

(募集経費)

第13条 募集特定寄附については、適切な募集経費を控除したうえで、寄附を募集した目的の事業に使用しなければならない。ただし、募集経費は寄附総額の3割を超えない範囲で、募集の目的、総額、期間等を考慮して募集毎に常任理事会で決定する。

(管理経費)

第14条 寄附により得た不動産の賃貸又は無体財産権の利用等により収益を得られる場合は、適切な範囲で管理経費を控除することができる。

(執行)

第15条 寄附された金員又は金員以外の物品の売却等により得られた金員の執行は、学校法人関東学院経理規程又は学校法人関東学院保育所経理規程に従って行わなければな

らない。

(情報公開)

第16条 寄附の受入及びその使途については、有効に寄附を活用していることが分かる
ようにホームページ等で公開するよう努めるものとする。

2 寄附者の氏名、寄附額等を、寄附者の意思を確認のうえ公表する。ただし、寄附者が公
表を望まない場合は、その意思に従って公表事項の一部又は全部を公表しない。

(顕彰)

第17条 学院は、関東学院称号贈呈規程及び関東学院寄附者顕彰基準に基づき、寄附者を
顕彰する。

(個人情報保護)

第18条 寄附者に関する個人情報については、関東学院個人情報保護に関する規程及び
関東学院特定個人情報取扱規程に基づき管理する。

(事務局)

第19条 寄附金品の経理処理及び執行に関する事務の所管は、法人事務局財務部経理課
とする。

2 前項以外の寄附の募集、受入れ及び顕彰等に関する事務の所管は、法人事務局企画部
募金・校友課とする。

(規程外事項等)

第20条 この規程の解釈若しくは適用に疑義が生じた場合又はこの規程に定めがない寄
附の受入れを行う場合は、必要な事項を理事会で定める。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。